

高萩市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1 計画の趣旨

高萩市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき作成する『市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』（法定計画）であり、2015（平成27）年5月に策定した。

今般、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）」及び令和7年3月に改定された「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」）」に合わせ、市行動計画を全面改定するものである。

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」という2つの主たる目的を達成するための具体的な取り組みを定めている。

2 改定のポイント

(1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた改定
- ・政府行動計画及び県行動計画との整合を図る

(2) 平時の準備の充実

- ・感染症対策物資等の備蓄や人材育成を含めた体制整備

(3) 発生期の考え方を変更（6段階→3段階）

| 改定前 | 改定後 |
|---------|--|
| ①未発生期 | ①準備期 新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う時期 |
| ②海外発生期 | ②初動期 国内外で発生を探知し、有事の体制に移行していく時期 |
| ③地域未発生期 | ③対応期 政府対策本部の設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施する時期 |
| ④地域発生早期 | |
| ⑤地域感染期 | |
| ⑥小康期 | |

(4) 対策項目の見直し

- ・対策項目を6項目から7項目に拡充
- ・発生期ごとの項目別記載から項目ごとの発生期別記載へ変更

| 改定前 | 改定後 |
|-------------------|-----------------------|
| ①実施体制 | ①実施体制 |
| ②情報提供・共有 | ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション |
| ③予防・まん延防止 | ③まん延防止 |
| ④予防接種 | ④ワクチン |
| ⑤医療 | ⑤保健 |
| ⑥市民生活及び地域経済の安定の確保 | ⑥物資 |
| | ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保 |

(5) 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理

3 7項目の概要

| | |
|-----------------------|---|
| ①実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練等を通じ、人材を育成【準備期】 ・定期的な会議等により関係機関の連携を強化【準備期】 ・市対策本部の設置や全庁的な対応を進める【初動期】 ・実施体制を持続可能なものとし、状況に応じ柔軟かつ機動的に体制を整備【対応期】 |
| ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行うとともに可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの体制を整備【準備期】 ・感染症に伴う偏見や差別、偽・誤情報に関する啓発【準備期】 |
| ③まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に関する基本的な感染対策の普及を図る【準備期】 ・平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛要請や施設の利用制限要請に対する理解促進を図る【準備期】 |
| ④ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備【準備期】 ・接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築【準備期】 ・国が整備したシステムを活用した接種記録の適切な管理【対応期】 |
| ⑤保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う情報提供等の取組に適宜協力【準備期から初動期】 ・県が実施する濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に協力【対応期】 |
| ⑥物資 | <ul style="list-style-type: none"> ・有事に備え、感染症対策物資等の備蓄状況を定期的に確認【準備期】 |
| ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制の整備や行政手続きのDX化を推進するとともに、市民に対し、衛生用品や生活必需品等の備蓄を勧奨【準備期】 ・まん延防止措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる【対応期】 ・教育及び学びの継続に関する取組等への支援を行う【対応期】 ・埋葬・火葬に係る必要な特例措置、水の安定供給のために必要な措置を講ずる【対応期】 |